

博士学位論文の取り扱いについて

平成 25 年 4 月 1 日、学位規則の一部が改正されました。

今回の改正では、教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は博士学位論文を、博士の学位を授与した大学は論文の内容の要旨および論文審査の結果を、それぞれインターネットの利用により公表することとなりました。併せて、博士の学位授与に関する報告についてもインターネットの利用によることとなっております。

ここでは博士の学位の授与に係る論文の公表方法について掲載しましたので、ご活用ください。

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正の概要 …1
2. 博士の学位授与後のフロー ……………2
3. 「やむを得ない事由」について ……………3
4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録……………6
5. Q & A ……………8
6. 学位規則および北海道医療大学学位規程 ……………10

令和 8 年 4 月

北海道医療大学大学院

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正（平成 25 年 4 月 1 日付）の概要

1. 博士学位論文公表の考え方

大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文公表の制度が整備されています。

<ここにいう「公表」とは>
将来にわたり広く公表された
状態を保持すること

2. 公表方法の変更

従来、印刷公表（単行の書籍、学術雑誌等への掲載など）としていましたが、情報化が進展する社会情勢を踏まえ、より効果的に公表の目的を達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、インターネット利用による方法に切り替えられることとなったものです。

3. 公表の具体的方法

大学の機関リポジトリによる公表を原則とします。

<機関リポジトリ>

大学等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

①論文要旨の公表

大学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内に博士論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。

②博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に博士論文の全文を公表します（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではありません）。

③博士論文全文を公表できない場合

やむを得ない事由で全文を公表することができない場合は、大学の承認を受けて、全文に代えて内容を要約したものを公表することができます。この場合、大学は、当該論文全文を求めに応じて閲覧に供することがあります。なお、やむを得ない事由が消失した場合には、博士論文の全文を公表しなければなりません。

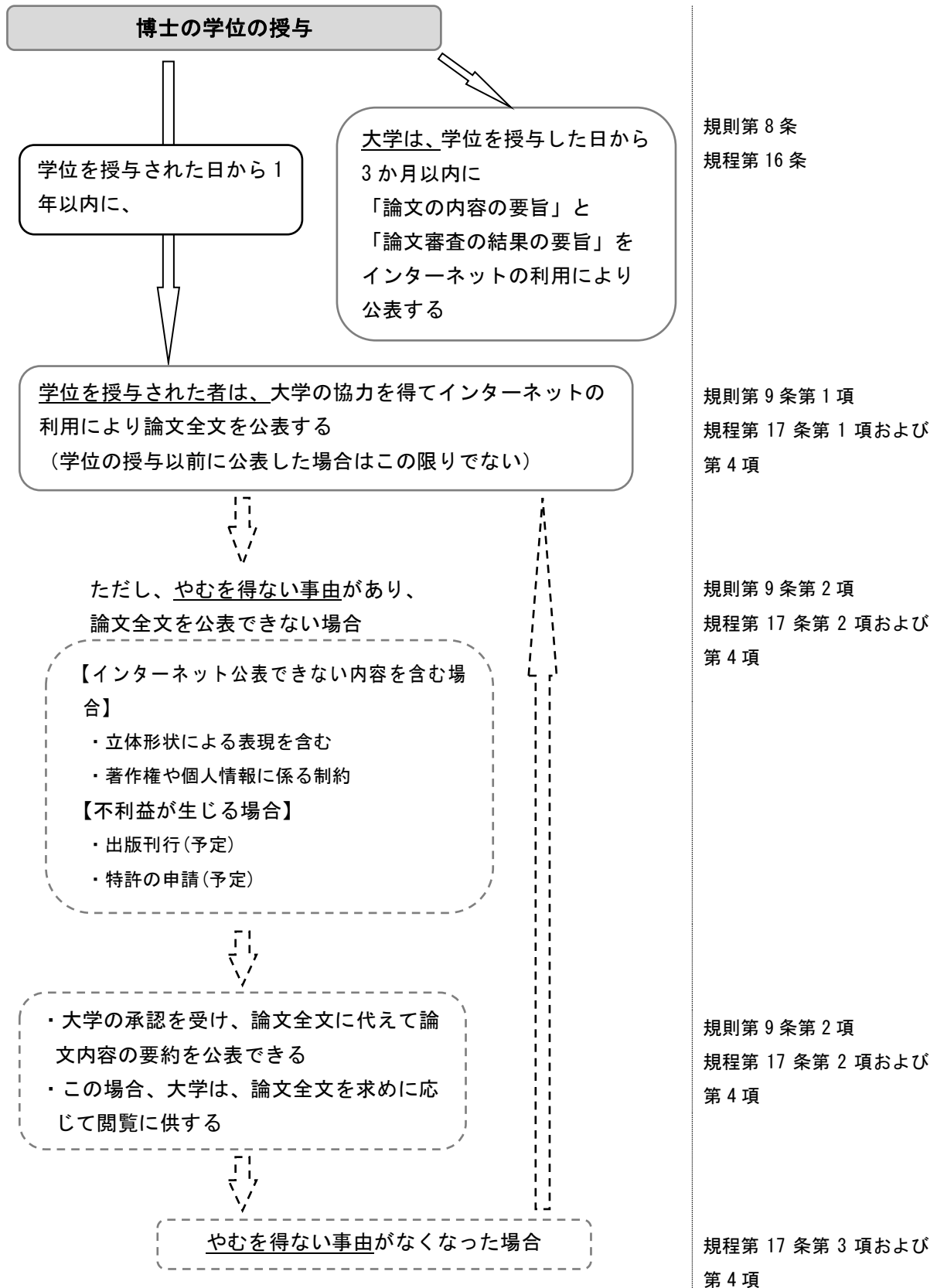
④公表の方法

②および③に係る公表は、大学の協力を得てインターネット利用により行います。

4. 適用

改正後の運用は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した（された）場合に用い、同日前に博士の学位を授与した（された）場合については、従前通りです。

2. 博士の学位授与後のフロー



※ 規則：学位規則

規程：北海道医療大学学位規程

3. 「やむを得ない事由」について

博士論文をインターネット公表できないという「やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文に代わる要約公表が可能」です。(学位規則第9条第2項)

博士論文の提出に当たっては、これらの公表できない事由に当たるかどうか、**著者本人**が確認を行い、公表できない場合には大学に要約公表を申請する必要があります。

「やむを得ない事由」の次のような事柄が挙げられています。¹

【インターネット公表できない内容を含む場合】

- ・博士論文が、**立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**
- ・博士論文が、**著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**

■著作権保護

1. 自分の著作物を博士論文に使用している

博士課程で研究を進めていくと、その成果を学会や学術雑誌への投稿により発表することがあります。

学術雑誌では、論文の著作権を著者から学会・出版社に譲渡する「著作権譲渡契約」が行われている場合が多く、著者がその論文を博士論文として提出、あるいは博士論文の一部としてそのまま利用し、また、インターネット公表するには、著者本人にその権利があるか確認する必要があります。

これらの確認をしたうえで、博士論文を公表することにより学会・出版社の著作権を侵害する恐れがある場合は、「著作権保護」を理由として「やむを得ない事由」に係る申請をしてください。

1-1. 著作権の譲渡と、著者に残された権利

論文の著作権は、書きあげた時点では著者にあります。

投稿された論文は、査読（ピア・レビュー）を経て、受理されるかリジェクトされるか決定します。ここで、受理された場合に、著者から学会・出版社へ著作権の譲渡が行われます。

著作権の譲渡は一般に、編集者が著者に「著作権譲渡契約書」(Copyright Transfer Agreement, CTA など)を送り、著者がサインして返送するという手続きが取られています。複数人による共著論文の場合は、責任著者 (corresponding author) がサインすることが多くなります。

著作権の譲渡契約を交わすことにより、雑誌論文の内容を博士論文にて再び使用する場合にも、契約書の条項に従う必要があります。

なお、多くの学会・出版社はウェブサイトで著者向けの手引き (Instructions for authors など) を公開し、著作権の譲渡契約の内容について示しています。

¹ 文部科学省高等教育局長 「学位規則の一部を改正する省令の施行等について (通知)」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm> (2014/10/24 アクセス)

1-2. 著者に残された権利の確認方法

学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。

著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。

- ・学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
- ・権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
- ・また、その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。

一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成したPDFを認める場合、全く認めない場合などがあります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典やURLを示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

なお、国内の学会誌では、投稿規程に「掲載された論文の著作権は本学会に属する」とだけ指定してある、もしくは全く規程がない場合があります。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合は、学会・出版社に確認をとるようにします。問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- ・博士論文として提出すること、あるいは、博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- ・また、文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表すること。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも、直接問い合わせて許諾を得られることがあります。

1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している

他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。²

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること
2. 「公正な慣行」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. 出所の明示が必要なこと

² 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より <<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

引用の要件を満たさない転載は、著作権者の許諾を得る必要があります。

その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、またその博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

■個人情報保護

アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、予め、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。

同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち「個人情報保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

【不利益が生じる場合】

- ・ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

■多重公表

1. 多重公表とは？

既に別の出版物にて公表した内容を、学術雑誌等に投稿することを指します。

博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿することがあります。しかしながら、インターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

1-1. 多重公表に関する規定の確認方法

多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先に予め問合せおくといよいでしょう。

- ・ 博士論文の内容を投稿することが可能か。
- ・ その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”，“Multiple Publication”，“Duplicate Publication”など、多重公表についての規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにしましょう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録

- 学術リポジトリに登録するには、「リポジトリ登録許諾フォームの提出」、と「博士論文全文のPDFファイル（論文提出フォーム）」が必要です。
- やむを得ない事由でただちに公開できない方は、博士論文内容の「要約」を作成し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。
- 各学部の教務課窓口に提出してください。

以下の項目に1つでも該当する場合は、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

「やむを得ない事由」項目	該当する	該当しない
1. 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット公表ができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 既に出版契約または学術雑誌等に投稿済みの論文の全部または一部を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 他者の著作物（図表等）を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 博士論文の全部または一部が共同著作物であり、インターネット公表に対する共著者全員の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 対象者の個人情報保護等の観点から、インターネット公表に不適切な情報を含んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 博士論文の全部または一部を単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行する予定があつて、全文の公表により授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 特許申請のため、全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1. 博士論文提出の注意事項

- ・学位審査が終了し、内容が確定した最終版を提出してください。
- ・博士論文全文はPDFファイル(PDF/A (ISO-19005)が望ましい)で作成してください。また、PDFファイルには、テキストデータも含めてください。
- ・PDFファイルは、論文提出フォームより提出してください。(別途終了時に案内)
- ・表紙・目次・図表なども含め1ファイルで作成してください。なお、副論文・参考論文は除いてください。
- ・長期的な可読性・保存、アクセシビリティの確保のため、下記の点に注意して作成してください。
 - 機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと
 - 外部情報源(外部フォント等)を参照していないこと
 - 暗号化・パスワードの設定・印刷制限等を行わないこと

2. 博士論文データの公開について

提出して頂いた博士論文（あるいは博士論文要約）の PDF ファイルは、図書館でタイトルなどの書誌情報を付与して、本学学術リポジトリに登録し無償公開します。また、インターネットを通じて閲覧可能となります。国立国会図書館は本学学術リポジトリのデータを自動収集して取り込み、国会図書館内で公開します。

・北海道医療大学学術リポジトリ <https://hsuh.repo.nii.ac.jp/>

5. Q & A よくあるご質問

Q. 学術リポジトリとは何ですか。

A. 北海道医療大学学術リポジトリとは、本学で生産された研究成果・教育資源を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献を目的とするものです。

Q. Word で作成しましたが、PDF ファイルに変換するにはどうすればよいでしょうか。

A. 市販の PDF ファイルへの変換ソフトウェアを利用してください。なお、スキャンデータを PDF ファイルに変換した場合は、テキストデータが含まれないので注意してください。ご不明な場合は、図書館にご相談ください。

Q. 雑誌掲載論文を博士論文として提出予定です。

A. まず、著作権を学会・出版社に譲渡しているか確認し、譲渡していた場合、博士論文として利用し、インターネット公表する権利があるか確認する必要があります。詳しくは「3. やむを得ない事由について ■著作権保護」をご覧ください。

Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したいのですが。

A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したいのですが。

A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、またその博士論文をインターネット公表できるかどうか、確認してください。

Q. 発表した自分の論文を改訂 (revise) して使用したいのですが。

A. 改訂する場合でも、過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約の確認をしてください。

Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要でしょうか。

A. 発行主体の学内外を問わず、権利の確認をしてください。

Q. 共同著作物を博士論文に使用したいのですが。

A. 2 人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の著作した部分を分離して使用で

きないもののことを「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は、著作権法第 65 条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」とあります。

よって、共著論文の場合は、予め共著者全員の許諾を得ておいてください。博士論文がインターネット公表されることへの許諾も必要です。

卒業等で共著者と連絡が取れなくなる可能性も考慮して、早めに許諾を得ておいた方が良いでしょう。

Q. 図表や写真を博士論文に使用したいのですが。

A. 引用については、「3. やむを得ない事由について 1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している」をご覧ください。

Q. 出版社との著作権譲渡契約書を見たのですが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。

A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問合せると良いでしょう。

なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website” や “employer’s website” などの表現が使われている場合もあります。

Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。

A. 共著論文の場合は、責任著者 (corresponding author) が契約書にサインすることが多いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取るようにしましょう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者の方から契約内容を教えてもらうようにしましょう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。

Q. アンケート調査結果を博士論文に使用したいのですが。

A. 調査対象の個人情報を扱う場合は、対象者の同意が必要です。

「3. やむを得ない事由について ■個人情報保護」を確認してください。

Q. 博士論文をこれから学術雑誌に投稿する予定です。

A. 多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。「3. やむを得ない事由について ■多重公表」をご覧ください。

Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合は、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に、公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。

A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるので、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。

Q. 特許を申請したいです。

A. 特許の申請にあたり、論文全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる場合は、

「やむを得ない事由」にあたります。登録許諾書にその旨記入し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。